

中華人民共和国
交通管理幹部業務
訓練センター・プロジェクト
事前調査団報告書

昭和62年12月

国際協力事業団
社会開発協力部

海 七

JR

88-072

国際協力事業団

18132

JICA LIBRARY



1067908[0]

18192

序 文

本件調査団は、中華人民共和国交通管理訓練に係るプロジェクト協力の要請を受けて、当事業団が昭和62年2月から3月にかけて派遣した予備調査団の結果、日本側の協力の意思、協力可能範囲の大枠についての日本国内関係機関の合意を得、昭和62年11月から12月にかけて派遣したものである。

本報告書は、上記事前調査団メンバーにより、その調査結果をとりまとめたものである。

終わりに、本調査団派遣にご協力いただいた外務省、警察庁及び運輸省の関係者各位に対し、御礼申し上げるとともに、今後の実施協議調査団の派遣や、プロジェクト協力実施へのご協力、よろしくお願い申し上げる次第である。

昭和62年12月

国際協力事業団

理事 玉光弘明

目 次

序 文

1. 調査団派遣について	1
1-1 派遣経緯と目的	1
1-2 構 成	1
1-3 調査期間・日程	2
1-4 関係者リスト	3
2. 調査結果について	5
2-1 要 約	5
2-2 協議結果（対処方針との対照表）	6
3. 交通管理機関視察状況	44
3-1 無錫市交通大隊	44
3-2 上海市公安局車両管理处	45
3-3 北京市公安交通管理局車両管理处京北分室	46
3-4 北京市京北自動車教習所	46
3-5 京石高速道路	46
3-6 北京市交通管制センター（東地区）	47
4. 無錫市概要	49
5. 収集資料リスト	51

1. 調査団派遣について

1-1 派遣経緯と目的

本件プロジェクトは、中華人民共和国公安部が、江蘇省無錫市に建設を進めている「公安部交通管理幹部業務訓練センター」（以下「訓練センター」という）において、交通管理に係る幹部スタッフの再訓練を行い、同国における交通管理の技術向上を図るため、我が国に技術協力を求めてきたものである。

これに対し、中国側の要請背景、要請内容等の確認、調査を目的とした予備調査団（団長 警察庁交通局 伊藤 昊太郎 ほか4名）が、昭和62年2月22日から3月3日までの10日間、中国に派遣された。

その結果に基づき、日本側の協力可能範囲の大枠が協議され、プロジェクト協力を開始するにあたり必要な事項を協議し、関連事項を調査するため、今回、事前調査団が派遣されることとなったものである。

1-2 構 成

団長	伊 藤 昊太郎	警察庁交通局交通規制課	課長補佐
団員	三 木 克 行	警察庁交通局高速道路課	課長補佐
〃	横 山 雅 之	警察庁交通局交通企画課	課長補佐
〃	星 野 廣 男	警視庁交通部運転免許本部免許管理課	課長
〃	三 宅 哲 志	運輸省国際運輸観光局国際協力課	国際協力官
〃	太 田 栄	運輸省地域交通局陸上技術安全部自動車審査課	係長
〃	田 辺 耕 治	国際協力事業団社会開発協力部海外センター課	課長代理

1-3 調査期間・日程

(1) 調査期間 昭和62年11月19日(休)～12月5日(出) 17日間

(2) 調査日程 詳細日程は次のとおりである。

月 日	時 間	内 容
11/19 (休)	16:20～19:26	成田発 (CA 930便) ～上海着
11/20 (金)	08:20～10:30	上海発無錫着 (列車)
	13:30～14:20	訓練センター建設状況聴取 (於: 湖賓飯店)
	14:50～16:00	訓練センター視察
	16:20～17:50	無錫市内視察
11/21 (土)	08:30～09:40	無錫市道路交通事情聴取 (於: 湖賓飯店)
	10:00～12:30	無錫市内道路交通状況、生活環境等視察 (自由市場等)
	14:00～17:00	無錫市内生活環境視察
11/22 (日)	07:30～17:00	無錫市郊外、蘇州市内道路交通事情視察
11/23 (月)	08:25～10:05	無錫発上海着 (列車)
	14:40～16:00	上海市公安局車両管理处視察
11/24 (火)	13:40～14:30	上海総領事館吉田総領事表敬
	17:07～18:43	上海発北京着 (CA 5103便)
11/25 (水)	10:00～10:50	国際協力事業団中国事務所にて打合せ (田口所長、桑島氏出席)
	11:10～11:40	在中国日本国大使館にて打合せ (大久保、伊藤、小林各一等書記官出席)
	13:30～14:10	公安部交通管理局長表敬
11/26 (木)	09:00～16:30	公安部にて協議
11/27 (金)	09:00～17:45	公安部にて協議
11/28 (土)	08:30～16:30	北京市公安交通管理局車両管理处京北分室視察
		北京市京北自動車教習所視察
		京石 (北京-石家荘) 高速道路視察
		地下鉄視察 (軍事博物館前～崇文門)
		崇文門交差点交通状況視察
11/29 (日)		休 日
11/30 (月)	09:45～11:00	北京市公安局交通管制センター (東地区) 視察
	午後	資料整理
12/1 (火)	09:00～16:45	公安部にて協議
12/2 (水)	09:00～16:10	公安部にて協議
12/3 (木)	09:00～14:30	北京市郊外交通事情視察
12/4 (金)	09:00～11:30	公安部にて最終協議
	15:00～16:00	国際協力事業団中国事務所にて経過報告 (田口所長)
12/5 (土)	15:30～19:30	北京発成田着 (NH 902便)

1-4 関係者リスト

張	正	常	公安部交通管理局長
方	善	慶	公安部交通管理局副総工程師兼科技処 処長
高	屆	銘	公安部交通管理局車両管理処 処長 工程師
時	恵	民	公安部外事局アジア・アフリカ処 副処長
趙	玉	香	公安部交通管理局秩序管理処 副処長
王	煥	徳	公安部交通管理局隊伍訓練装備処 副処長
程	永	彬	公安部交通管理局弁公室 副主任
金		跃	公安部交通管理局科技処幹部（通訳）
周	曉	林	公安部外事局幹部（通訳）
許	抗	勝	公安部城市交通管理科学研究所 副所長 工程師
殷	夙	鳴	公安部城市交通管理科学研究所 副所長 工程師

2. 調査結果について

2-1 要 約

中華人民共和國(以下「中国」という)は、四つの現代化を遂行するうえで、道路交通管理部門の強化が必要であることを確認し、交通管理部門の組織、体制の一元化等、所要の整備を行うとともに、先進の交通管理技術を導入するうえでネックとなっている人材の育成を急いでいる。

特に、在職者に対する訓練の場が不足していることから、江蘇省無錫に「訓練センター」の建設等、諸般の準備を進めているところである。

今回の調査は、訓練センターの組織、運営、予算、教授(カウンターパート)の陣容、配置時期、研修計画、訓内容等を確認するとともに、日本側の協力範囲を提示し、協議を行ったものであるが、供与機材について若干の課題を残したものの、大筋において意見の一致をみたところである。

中国側は、1988年下期から教授の研修を開始し、さらに1989年下期から学生の訓練を開始することになっていることから、早急な協力開始が必要と思料される。

2-2 協議結果（対処方針との対照表）

協議・確認事項	現在まで調査確認事項及び問題点	対 処 方 針
協力機関 正式名称	公安部交通管理幹部訓練センター	再確認する
協力機関 発足時期	1988年9月	1988年9月 訓練開始
プロジェクト 名 称	中国交通管理訓練センター	「幹部」「センター」の要否について確認
R/D 使用言語	日・中・英の3言語	
署名予定者		
R/D 発効日		実施協議時期をいつにするか、協力開始をいつにするか、彼我の調整を要する
協 力 期 間	5年間	5年間
プロジェクトの 目 的	本プロジェクトは交通管理、特に都市交通管理の現代化を図るために必要な、先進的な交通管理技術を、中国公安部が実施を予定している交通管理幹部及び技術幹部の養成・育成・訓練にあたるカウンターパートに技術移転することにより、公安部が無錫に設立する交通管理訓練センターにおける管理幹部及び技術幹部の	

中国側意向	対 処
<p>甲 公安部交通管理幹部業務培训中心 乙 CADRE AND PROFESSIONAL TRAINING CENTER FOR TRAFFIC MANAGEMENT UNDER THE MINISTRY OF PUBLIC SECURITY</p>	<p>(ロ) 公安部交通管理幹部業務訓練センター 注) 従来名称に入っていなかった「業務」の意味は、幹部の「業務」を訓練するということである</p>
<p>支障なければ1988年6月までに正式発足 設置については公安部内の承認のみで可</p>	
<p>建設公安部交通管理幹部培訓和人材培訓項目</p>	<p>交通管理訓練センター</p>
<p>国際協力事業団方式による</p>	<p>使用言語は一般的習慣により、日・中・英の3言語とする ただし解釈に相違がある場合は英文解釈による。</p>
<p>中国側は対等原則に基づき、しかるべき責任者(副局長以上のレベル)が署名</p>	<p>実施協議団の団長</p>
<p>署名日即発効日としたい</p>	<p>R/D署名日から発効 今年度内は困難。63年度の早い時期を予定している</p>
<p>4年間 科学技術委員会は最長5年とし、実情に応じて期間を決定するが、今回は公安部意向である(科技委には報告済み)</p>	<p>専門家派遣時期、供与機材等を含めて検討する</p>
<p>公安部交通管理局が江蘇省無錫に設置するセンターにおいて教師の教育訓練を行い、これら教師により、交通管理幹部、専門技術幹部、警察学校の教師を訓練し、これらを通じて中国における交通管理技術の発展を図ることを目的とする</p>	

協議・確認事項	現在まで調査確認事項及び問題点	対 処 方 針
	<p>養成、訓練内容の充実を図り、もって中国における交通管理技術の近代化を推進することを目的とする</p>	
<p>相手側実施内容</p>	<p>1. 高級幹部訓練コース</p> <p>(1) 受講者 各省、市、自治区の公安局と人口50万人以上の都市、開放都市(人口50万人以下を含む)の交通管理処の隊長以上の指導幹部</p> <p>(2) 人 数 50人/回</p> <p>(3) 訓練内容 大学の専門教科程度</p> <p>(4) 訓練期間 6カ月間</p> <p>(5) 資 格 上記(1)による</p> <p>2. 専門技術者訓練コース</p> <p>(1) 受講者 各省、市、県の交通管理処等において、交通管理業務に従事する高級技術幹部</p> <p>(2) 人 数 未定</p> <p>(3) 訓練内容 交通事故処理、車両管理などの専門分野別の</p> <p>(4) 訓練期間 未定</p> <p>(5) 資 格 公安部の行う選抜試験合格者</p>	<p>訓練コースの確認</p> <p>訓練内容、カリキュラム等の確認</p>

中国側意向	対処
<p>1. 交通管理指導幹部訓練コース</p> <p>(1) 人数 50人</p> <p>(2) 期間 6カ月</p> <p>(3) 総授業時間 600時間</p> <p>2. 専門技術者訓練コース</p> <p>(1) 人数 未定</p> <p>(2) 期間 //</p> <p>(3) 総授業時間 //</p> <p>3. 学校教官養成コース</p> <p>(1) 受講者 公安大学、各省、市の警察学校において交通管理を担当する教官</p> <p>(2) 人数 40人/回</p> <p>(3) 訓練内容 大学の専門教科程度</p> <p>(4) 訓練期間 6カ月間(480時間)</p> <p>注) 1日4時間 週 20時間(月～金) 半年 約480時間 1時間 50分講義、10分休み</p> <p>(5) 資格 公安部の行う試験合格者</p>	

協議・確認事項	現在まで調査確認事項及び問題点	対 処 方 針
開 講 時 期	1988年 9 月 (幹部訓練)	再確認する
生徒募集方法等	公安部交通管理局の指示により、各省、市、自治区の公安庁・局と、都市(人口50万人以上)、開放都市(人口50万人以下を含む)の交通管理处隊長以上の指導幹部、技術幹部	最終決定(人選)は、どこが行うか等について確認
組 織 ・ 組 織 図	<p>公安部 — 交通管理局 —</p> <ul style="list-style-type: none"> — 交通秩序管理处 法令、指導取締、事故処理、交通規制、 — 車両管理处 交通管制 免許試験、車検、登録 — 隊伍装備訓練処 交通警察官の教育・訓練 — 交通宣伝教育処 交通安全教育、広報 — 科学技術処 技術開発、研究計画の調整 …(交通管理科学研究所) 	<p>訓練センターの組織、公安部交通管理局との関係について確認する また、組織図を作成する</p>

中国側意向	対処
高級幹部訓練コース 1989年下半期 専門技術者訓練コース 可能であれば1989年下半期 無理であれば1990年 学校教官養成コース 未定	
公安部で条件を設定し、全国の交通管理処、隊、学校から推薦された者について公安部が試験を行い、合格した者をセンターに入れて訓練させる	
<p>① 公安部交通管理局</p> <pre> graph LR A[公安部 — 交通管理局] --- B[弁公室] A --- C[隊伍訓練装備処] A --- D[秩序管理処] A --- E[車両管理処] A --- F[科技処] A --- G[宣伝教育処] A --- H[公安部交通管理科学研究所] A --- I[公安部交通管理幹部業務訓練センター] </pre> <p>② 公安部交通管理幹部業務訓練センター</p> <pre> graph LR J[主任 — 副主任] --- K[弁公室] J --- L[教務科] J --- M[行政財務科] J --- N[交通管理教研室] J --- O[交通工学、計画教研室] J --- P[車両、運転者管理教研室] J --- Q[図書、資料室] J --- R[その他] </pre>	

協議・確認事項	現在まで調査確認事項及び問題点	対 処 方 針
建物、施設の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 面積 64,800 m² 別途隣接地に 70,000 m² を確保 2. 建築面積 34,800 m² 訓練棟、研究棟、車検棟、職員 宿舎、学生宿舎、専門家宿舎等 3. 進捗状況 <ol style="list-style-type: none"> (1) 基盤整備 取付道路、上・下水道等の基 盤整備完了 (2) 宿舎等 <ol style="list-style-type: none"> ア. 学生宿舎 1 棟（5 階建て）完成 イ. 職員宿舎 1 棟（5 階建て）完成 ウ. 食堂 1 棟（一部 2 階建て）完成 エ. 専門家用宿舎 世帯用 1 棟 1 世帯（2 階建て） 1 棟 2 世帯（2 階建て） 単身用 1 棟 6 室（2 階建て） 現在基礎工事中 1987 年末までに完成予定 (3) 訓練棟 基礎工事中（4 階建て） 1987 年末までに完成予定 (4) 研究棟、車検センター 1988 年から着工予定 1990 年完成 	現場視察し、個々のスペース等につ いて確認

中国側意向	対 処
	<p>1. 面積 64,800 m²</p> <p>研究棟、車検棟、実習コース予定地は現在修地中である</p> <p>なお、敷地には塀が完成している</p> <p>2. 建物</p> <p>(1) 宿舍等</p> <p>ア. 学生用宿舍</p> <p>1棟(5階建て) 使用中</p> <p>イ. 職員用宿舍</p> <p>1棟(5階建て) 使用中</p> <p>ウ. 食堂</p> <p>1棟(一部2階建て) 使用中</p> <p>エ. 専門家用宿舍</p> <p>世帯用</p> <p>1棟1世帯用(2階建て)</p> <p>1棟2世帯用(2階建て)</p> <p>单身用</p> <p>1棟 6人用(2階建て)</p> <p>専門家用宿舍は、外観が仕上がり、今後1988年3月までに内装を終了する予定である</p> <p>これらの宿舍には、ソファー、ベッド、電話、ガス(プロパン)、上・下水道、冷暖房設備等が設けられる予定である</p> <p>(2) 訓練棟</p> <p>1987年12月1日竣工検査終了</p> <p>4階建て(一部3階建て)</p> <p>総床面積 3,016 m²</p> <p>訓練棟には、事務室、教務・行財務室、交通管理教研室(事故分析、信号分野等を含む)、車両・運転者管理教研室、交通</p>

協議・確認事項	現在まで調査確認事項及び問題点	対 処 方 針
カウンターパート 機器保守管理者 必要事務職員等 の配置	カウンターパートについては、大学、 学院、公安部内から一定条件に合致 する人を選考し、所定の試験を行っ たうえ、1987年中には決定したい	下記人員の配置・時期等について確 認する 1. プロジェクト責任者 2. プロジェクト運営管理者 3. 分野別カウンターパート 4. 技術及び事務職員 ア. 通訳兼秘書 イ. 機材保守要員 ウ. 運転手 エ. その他

中国側意向	対 処
	<p>工学・交通計画教研室、図書室、資料展示室、階段教室(150人用)、専門家執務室等が設けられる予定であるが、部屋割は未定である</p> <p>なお、事務用机については1988年上半期に設置する</p> <p>(3) 研究棟・車検センター</p> <p>敷地内に建築する予定であるが、着工時期は未定</p> <p>(4) その他</p> <p>交通管理訓練センターに投じた費用は約500万元、今後1,000万元の投資を予定している</p>
<p>1. プロジェクト責任者 R/D署名者</p> <p>2. プロジェクト運営責任者 訓練センター主任</p> <p>3. 分野別カウンターパート</p> <p>交通管理分野(6人)</p> <p>(1) 交通管理 2人</p> <p>(2) 事故処理 2人</p> <p>(3) 信号制御 2人</p> <p>交通工学、計画分野(6人)</p> <p>(4) 交通工学 2人</p> <p>(5) 交通計画 2人</p> <p>(6) 高速道路交通管理 2人</p> <p>車両・運転者管理(4人)</p> <p>(7) 車両管理 2人</p> <p>(8) 運転者管理 2人</p> <p>以上8項目の計16名の教授(カウンターパート)のほかに、いわゆる専門家のカウ</p>	

協議・確認事項	現在まで調査確認事項及び問題点	対 処 方 針

中国側意向	対処
<p>ンターパートとならない交通基礎（公安、交通政策、法令等）の教授2人を国内他大学等の教授を兼任として採用予定</p> <p>なお、日本人専門家に対するカウンターパートは、交通管理の2人のうち1人が法令を担当予定</p> <p>4. 技術及び事務職員</p> <p>施設の整備状況等により対応する。</p> <p>なお、通訳については短期専門家にも対応する。</p> <p>訓練センターの要員の配置計画は次のとおりである（組織図参照）</p> <p>主任 1人</p> <p>副主任 1人</p> <p>公室 3人</p> <p>主任(1)、幹部(1)、翻訳(1)</p> <p>教務科 3人</p> <p>科長(1)、幹部(2)</p> <p>行政財務科 8人</p> <p>科長(1)、設備保管(2)、管理(1)、財務(2)、公務員(2)</p> <p>交通管理教研室 8人</p> <p>交通管理(2)、事故処理(2)、信号制御(2)、その他(2)</p> <p>交通工学、計画教研室 7人</p> <p>交通工学(2)、交通計画(2)、高速道路交通管理(2)、幹部(1)</p> <p>車両・運転者管理教研室 5人</p> <p>車両管理(2)、運転者管理(2)、幹部(1)</p> <p>図書・資料室 2人</p> <p>主任(1)、管理員(1)</p> <p>訓練センターは40人で編成することとし、1988年6月までに16人のカウンターパートを</p>	

協議・確認事項	現在まで調査確認事項及び問題点	対 処 方 針
予 算 措 置	<p>訓練センターの建設費として1,500万円計上 機材費として700万円は、日本の援助を希望する</p>	<p>建物施設の整備、人員の配置、教育訓練等の経費のほか、供与機材以外の資機材の調達、専門家の市内交通費、供与機材の中国国内輸送費等の経費が必要となることを中国側に説明し、確認をとる。併せて額と予算の流れについても確認する</p>

中国側意向	対処
<p>決定する。もし、決定できない場合は、優先^(注)として、交通管理、事故処理担当各1名のカウンターパートを配置するとともに、訓練センター主任あるいは副主任1名を配置する</p> <p>(注) カウンターパートの配置についての優先順位</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交通管理 2. 交通事故 3. 車両管理 4. 運転者管理 5. 交通工学 6. 交通計画 7. 交通信号 8. 高速道路交通管理 <p>弁公室(事務室)には、通訳・幹部各1名を、教務科・図書資料室に各1名の幹部を配置する</p> <p>行政財務科には、科長、財務、管理、機器設備維持管理の人員1名を配置する</p> <p>すなわち、1988年上半期までに多くて25名(カウンターパート16名と9名のその他の工作人員を含む)、少なくとも18名(カウンターパート8名、その他の工作人員10名を含む)を配置する</p>	
<p>予算年度 1月～12月</p> <p>左欄の事項にかかる経費は全て中国側で負担する</p> <p>機材の据付け、信号機の設置等についても中国側で負担する</p> <p>職員の訓練に関する所管は教育局であることから、訓練センターの運営(機材の維持費を含む)に要する経費は全て教育局予算に計上される</p>	

協議・確認事項	現在まで調査確認事項及び問題点	対 処 方 針
相手機関及びプロジェクトの運営管理体制		<p>以下の点について確認する</p> <p>プロジェクトの責任者は、公安部局長クラスとし、政府レベルの責任を明確にすること</p> <p>運営管理責任者は訓練センターの長が当るべきである</p>
開講までの指導員等の養成・育成計画	<p>カウンターパート カリキュラム(案)</p> <p>1. 交通管理 670時限</p> <p>(1) 法規 (70)</p> <p>(2) 交通事故 (70)</p> <p>(3) 安全教育 (70)</p> <p>(4) 信号機 (80)</p> <p>(5) 地域制御 (96)</p> <p>(6) 安全計画 (48)</p> <p>(7) パトロール (48)</p> <p>(8) テーマ研究 (88)</p> <p>(9) 外国語 (100)</p> <p>2. 交通計画 512時限</p> <p>(1) 交通計画概略 (20)</p> <p>(2) 土地利用計画 (48)</p> <p>(3) 交通施設計画 (68)</p> <p>(4) 交通調査 (80)</p> <p>(5) 交通需要予測 (144)</p> <p>(6) 経済評価 (40)</p> <p>(7) 交通施設管理計画 (32)</p> <p>(8) 統計データ処理 (80)</p>	<p>指導員等の養成計画について確認する</p> <p>とりあえず中国側が開講し、並行して技術移転を図ることもある</p>

中国側意向	対 処
1. 実施機関 中国公安部（交通管理局） 2. プロジェクト責任者 R/D署名者 3. プロジェクト運営責任者 訓練センター主任	
1989年下半期の開講までに、次によりカウンターパートの養成・育成を行う 1. 日本側専門家による指導 (1) 8分野全て実施されたい (2) 警察学校教師コース（カウンターパートを含む）全員に対して講義を行われたい 2. 日本における研修 カウンターパート16名を8名ずつ2回に	(1) ア. 日本側は協力期間中に、協力分野の技術移転に必要な専門家を派遣するのであって、カウンターパート養成期間中に全分野にわたって派遣することはできない イ. 専門家については最大1カ月程度の単位で年間5名程度の派遣を考えている (2) ア. 専門家は日本における交通管理の実情についての経緯を踏まえて技術移転することになっている イ. 制度、仕組みの異なる中でカウンターパート以外に講義しても成果が期待できない ウ. カウンターパートは日本の経験や技術を理解したうえで、中国の実情を踏まえて学生に講義すべきである エ. したがって、専門家は原則としてカウンターパートを対象に技術移転を行う 1. 本プロジェクトは専門家の派遣が主体であり、日本での研修はその補完として行う

協議・確認事項	現在まで調査確認事項及び問題点	対 処 方 針

中国側意向	対処
<p>分けて日本に派遣したい</p> <p>1回目 8名</p> <p>交通管理 (2)</p> <p>交通事故 (2)</p> <p>車両管理 (2)</p> <p>運転者管理 (2)</p> <p>2回目 8名</p> <p>交通計画 (2)</p> <p>交通工学 (2)</p> <p>信号機 (2)</p> <p>高速道路 (2)</p> <p>なお、研修項目は次のとおり希望する</p> <p>(1) 交通管理</p> <p>交通管理概論</p> <p>交通管理の定義と形成、発展の過程</p> <p>交通管理の位置づけ</p> <p>交通管理の主な任務と範囲</p> <p>交通管理の基本的な理論</p> <p>交通心理、交通制御の体系</p> <p>交通法規</p> <p>法の性質、任務、内容、根拠(背景)、法の執行</p> <p>交通違反の取締</p> <p>違反の分類、危険差、対策</p> <p>交通調査と安全計画</p> <p>交通流の分散と誘導、交通指揮</p> <p>チャネルリゼーション</p> <p>勤務管理</p> <p>警察官の配分、臨時的な配分</p> <p>交通安全教育</p> <p>対象別の教育法、教育内容</p>	<p>ものと考え</p> <p>2. 日本での研修は実務主体と考えている</p> <p>研修の場所、方法については専門分野別にセットしたい</p> <p>3. 日本での研修受入れは、最長1カ月の単位で、年間2回を限度とし、合計3～4名程度と考える。</p>

協議・確認事項	現在まで調査確認事項及び問題点	対 処 方 針

中国側意向	対処
<p>交通安全管理施設</p> <p> 信号機、標識・標示、分離帯、その他各種の施設</p> <p> 飲酒検知器、レーダー、重量計</p> <p>(2) 車両管理</p> <p> 車両管理に関する法規</p> <p> 1988年1月、車検法制定予定</p> <p> 安全検査と標準・規準とその検査</p> <p> 安全検査センターと車両の検定</p> <p> 新車の型式認定</p> <p> 車両の安全性の設計理論</p> <p> 車検設備の検定(精度管理)</p> <p> 自動車修理工場の安全度</p> <p> ナンバープレートの登録制度</p> <p> 車種分類基準</p> <p> 車両発展の予測</p> <p> 車両の性能試験</p> <p> 車検設備の利用</p> <p> 設備の原理、仕組み</p> <p>(3) 運転者管理</p> <p> 運転免許制度</p> <p> 現在までの経緯</p> <p> 運転者管理の法律</p> <p> 運転者の訓練</p> <p> 訓練方法、規則、設備等</p> <p> 運転者の危険性についての予測</p> <p> 交通心理、運転者心理</p> <p> 運転者の教育と管理</p> <p> 免許試験</p> <p> 科学的な評価と根拠</p> <p> 行政処分</p> <p> 種類と実施</p>	

協議・確認事項	現在まで調査確認事項及び問題点	対 処 方 針

中国側意向	対処
適性検査の根拠と設備	
安全運転の理論	
安全運転心理学	
免許証作成技術	
運転者登録技術	
(4) 交通計画	
交通計画の概論	
目的・意義	
都市(道路を含む)の利用	
交通施設の整備計画	
交通調査	
調査方法、目的、手段	
需要予測	
データ(各種成果)処理	
経済評価	
(5) 高速道路	
概論	
交通信号と制御	
交通監視	
緊急時の通信	
路側放送通信	
安全と救援	
(6) 交通工学	
交通工学の定義	
交通流理論	
道路の幾何構造設計	
交差点設計	
道路標識等の設置原理	
駐車場所設置の原理	
(7) 交通事故	
交通事故の概説	
定義、分類、統計	

協議・確認事項	現在まで調査確認事項及び問題点	対 処 方 針
カリキュラム、シラバス、教材等の整備状況	<p>1. 交通管理指導幹部訓練コース</p> <p>(1) 道路交通管理学概論</p> <p>(2) 交通法規</p> <p>(3) 都市道路と計画</p> <p>(4) 交通調査</p> <p>(5) 交通流理論・交通心理学</p> <p>(6) 道路通行能力</p> <p>(7) 都市交通管理と交通誘導</p>	<p>カウンターパートに対する技術移転項目</p> <p>1. 交通管理概論</p> <p>2. 交通関係法令</p> <p>3. 交通事故</p> <p>4. 指導取締り</p> <p>5. 交通安全計画</p> <p>6. 交通安全教育</p>

中国側意向	対処
<p>交通事故の現場処理(実況見分)</p> <p>見分の方法、現場の製図</p> <p>撮影</p> <p>被害者の死亡原因</p> <p>事故責任の検定原則</p> <p>責任検定の方法、法の根拠</p> <p>事件処理</p> <p>処罰、補償、民事、刑事</p> <p>事故分析と研究</p> <p>事故の予防対策</p> <p>事故発生の特徴</p> <p>(8) 信号機の制御</p> <p>信号機の種類と役割</p> <p>信号機設置基準</p> <p>信号機の基本的原理と機能</p> <p>車両感知器</p> <p>信号機の制御原理</p> <p>点・線・面制御の原理</p> <p>システムの構成、目標・評価</p> <p>ソフトウェア</p> <p>3. 国内留学等</p> <p>カウンターパートを国内の大学等に短期入学させるほか、文献等による自学・自習を行う</p>	
<p>1. 高級幹部訓練コース</p> <p>(1) 都市道路交通管理学概論</p> <p>ア. 都市道路交通管理学の概念</p> <p>イ. 都市道路交通管理学の体系</p> <p>ウ. 都市道路交通管理学と交通工学の関係</p> <p>エ. 都市道路交通管理学の形成及び発展</p> <p>オ. 都市道路交通管理学の地位と作用</p>	<p>カウンターパートに対する技術移転の項目及び内容</p> <p>1. 交通管理概論</p> <p>(1) 交通社会における交通警察の役割</p> <p>(2) 交通における三つのE</p> <p>(3) 交通警察幹部の役割</p> <p>(4) 交通管理の意義、必要性、手法</p> <p>(5) 日本における交通警察行政の沿革</p>

協議・確認事項	現在まで調査確認事項及び問題点	対 処 方 針
	(8) 交通施設と管理 (9) 交通信号と制御 (10) 道路交通技術装備 (11) 自動車と運転手 (12) 交通安全宣伝教育 (13) 交通違反及び予防 (14) 交通事故と対策 (15) 交通勤務と管理 (16) 高速道路交通管理 (17) 交通警察隊の建設と管理	7. 運転者管理 8. 車両管理 9. 交通工学概論 10. 交通規制 11. 交通安全施設整備計画 12. 交通信号と制御 13. 交通調査 14. 交通統計 15. 交通事故分析 16. パトロール

中国側意向	対処
<p>(2) 道路交通法規</p> <p>ア. 道路交通法規の略述</p> <p>イ. 道路交通法規の基本内容</p> <p>ウ. 道路交通法規の科学的根拠</p> <p>エ. 道路交通法規の執行</p> <p>オ. 道路交通法規の形成と発展</p> <p>(3) 都市道路と計画</p> <p>ア. 都市道路の略述</p> <p>イ. 都市道路の分類</p> <p>ウ. 都市道路の横断面</p> <p>エ. 都市道路の交差点</p> <p>オ. 都市道路の立体公差</p> <p>カ. 都市道路の公共施設</p> <p>(4) 都市道路交通調査</p> <p>ア. 略述</p> <p>イ. 都市道路及び車両の基礎調査</p> <p>ウ. 道路交通施設の調査</p> <p>エ. 速度調査</p> <p>オ. 交通量調査</p> <p>カ. 交通密度調査</p> <p>キ. 交通の起終点調査</p> <p>ク. 交通事故と交通公害調査</p> <p>(5) 交通流理論・交通心理学</p> <p>ア. 概論</p> <p>イ. 交通流特性</p> <p>ウ. 交通流の確率論研究</p> <p>エ. 流体力学的方法</p> <p>オ. 動力学的方法</p> <p>カ. 交通心理学</p> <p>(6) 都市道路通行能力</p> <p>ア. 都市道路通行能力の概念</p> <p>イ. 自動車道通行能力の計算</p>	<p>(6) 交通安全基本計画の策定</p> <p>2. 交通関係法令</p> <p>(1) 道路交通法</p> <p>(2) 関係諸法令</p> <p>3. 交通事故</p> <p>(1) 交通事故概論</p> <p>(2) 交通事故事件に関する捜査</p> <p>基礎知識</p> <p>捜査の管理</p> <p>捜査の活動</p> <p>資器材の運用・開発</p> <p>4. 交通指導取締り</p> <p>(1) 交通指導取締り概論</p> <p>(2) 交通指導取締り活動</p> <p>街頭監視</p> <p>重点指向の指導取締り</p> <p>取締り資器材の運用</p> <p>(3) 交通違反処理手続</p> <p>(4) 交通警察官の受傷事故防止対策</p> <p>5. 交通安全計画</p> <p>(1) 交通安全広報</p> <p>(2) 交通安全運動</p> <p>(3) 事業所等の安全運転管理</p> <p>6. 交通安全教育</p> <p>(1) 交通安全教育の意義</p> <p>目的、役割</p> <p>指導者に必要な能力</p> <p>(2) 交通安全教育の概要</p> <p>(3) 安全講話の実施要領</p> <p>7. 運転者管理</p> <p>(1) 運転免許</p> <p>(2) 運転者教習</p>

協議・確認事項	現在まで調査確認事項及び問題点	対 処 方 針

中国側意向	対 処
<ul style="list-style-type: none"> ウ. 交差点の通行能力 エ. 非自動車道の通行能力 (7) 都市道路管理と交通誘導 <ul style="list-style-type: none"> ア. 道路管理 イ. 交通流誘導 ウ. 一方交通 エ. 立体空間分離 オ. 時間的交通流量調整 カ. 空間的交通流量調整 キ. 交通総量の調整 (8) 道路交通施設と管理 <ul style="list-style-type: none"> ア. 道路交通施設 イ. 道路交通標識 ウ. 道路交通標示 エ. 交通信号灯 オ. 道路交通の分離施設 (9) 道路交通信号と制御 <ul style="list-style-type: none"> ア. 道路交通制御略述 イ. 交通信号自動制御の作用及び発展状況 ウ. 交通信号制御の基本類型及び基本原理 エ. 車両感知器 オ. 交通信号の点制御 カ. 交通信号の線制御 キ. 交通信号の面制御 (10) 道路交通管理と技術装備 <ul style="list-style-type: none"> ア. 道路交通管理と電子計算機 イ. 道路交通管理と無線電気通信 ウ. 道路交通観測設備 エ. 道路交通管理とテレビ技術装備 	<ul style="list-style-type: none"> (3) 運転免許制度 <ul style="list-style-type: none"> 試験問題、課題の作成 採点方法 (4) 講習制度 (5) 行政処分制度 (6) 点数制度 (7) 適性検査 8. 交通工学概論 <ul style="list-style-type: none"> (1) 自動車の特性 (2) 交通流 <ul style="list-style-type: none"> 自動車、自転車、歩行者 (3) 交通容量 (4) 道路構造 9. 交通規制 <ul style="list-style-type: none"> (1) 基本事項 <ul style="list-style-type: none"> 意義、目的、性格、種類、効力 (2) 交通規制の実施 <ul style="list-style-type: none"> 道路標識 道路標示 設置要領 (3) 総合交通規制 <ul style="list-style-type: none"> 道路使用 駐車政策 都市計画と交通規制 10. 交通安全施設の整備計画 <ul style="list-style-type: none"> (1) 交通情勢の推移 (2) 関係法令 (3) 交通安全事業法の概要 (4) 交通安全事業の進め方、効果 11. 交通信号と制御 <ul style="list-style-type: none"> (1) 基本事項 <ul style="list-style-type: none"> 信号制御に関する基礎事項

協議・確認事項	現在まで調査確認事項及び問題点	対 処 方 針

中国側意向	対 処
<p>(1) 車両及び運転者管理</p> <p>ア. 略述</p> <p>イ. 自動車の基本構造と原理</p> <p>ウ. 自動車の登録とナンバープレートの管理</p> <p>エ. 自動車の検査と(登録)書類の管理</p> <p>オ. 自動車運転者管理</p> <p>カ. 非自動車及び運転者管理</p> <p>(12) 都市道路交通安全宣伝教育</p> <p>ア. 概論</p> <p>イ. 都市道路交通安全宣伝教育の特性と必要</p> <p>ウ. 都市道路交通安全宣伝教育の基本内容及び主要な形式</p> <p>エ. 都市道路交通安全宣伝教育の実施</p> <p>(13) 道路交通違反と予防</p> <p>ア. 略述</p> <p>イ. 交通違反の分類</p> <p>ウ. 交通違反の予防</p> <p>エ. 交通違反の処理</p> <p>(14) 道路交通事故と対策</p> <p>ア. 略述</p> <p>イ. 交通事故の見分</p> <p>ウ. 交通事故の処理</p> <p>エ. 交通事故の責任の認定</p> <p>オ. 交通事故の経済的補償</p> <p>カ. 交通事故の分析研究と予防対策</p> <p>(15) 交通勤務と管理</p> <p>ア. 略述</p> <p>イ. 日常の勤務</p> <p>ウ. 特殊な場合の勤務</p> <p>エ. 交通勤務の必要</p>	<p>信号機の構造・性能</p> <p>制御方式の選定</p> <p>(2) 信号表示企画の基本</p> <p>表示企画の設計・手順</p> <p>現示の決定</p> <p>サイクル・スプリット・オフセットの検討</p> <p>(3) 信号制御の実施設計</p> <p>(4) 信号機の運用管理</p> <p>(5) 都市交通の問題点と対応</p> <p>(6) 交通管制センターの仕組み</p> <p>(7) 交通管制用機器</p> <p>(8) 整備効果</p> <p>12. 交通調査</p> <p>(1) 調査目的</p> <p>調査の必要性、調査計画</p> <p>(2) 調査の種類</p> <p>(3) 調査器材</p> <p>13. 交通統計</p> <p>(1) 統計の基礎知識</p> <p>(2) 統計・分析の手法</p> <p>(3) 統計による評価</p> <p>(4) 結果の表現方法</p> <p>14. 交通事故の分析</p> <p>(1) 交通事故分析の基礎</p> <p>交通事故の要因</p> <p>事故データの収集</p> <p>(2) 分析手法</p> <p>(3) 交通事故の特徴</p> <p>15. パトロール</p> <p>(1) 概論</p> <p>基礎知識</p>

協議・確認事項	現在まで調査確認事項及び問題点	対 処 方 針

中国側意向	対 処
<p>オ 交通勤務の管理</p> <p>(16) 高速道路交通管理</p> <p>ア. 略述</p> <p>イ. 高速道路交通信号と制御</p> <p>ウ. 高速道路交通監視</p> <p>エ. 高速道路における緊急時の通信</p> <p>オ. 高速道路における路側放送通信</p> <p>カ. 高速道路における安全と救援</p> <p>(17) 交通警察隊の建設と管理</p> <p>ア. 交通警察隊</p> <p>イ. 交通警察隊の建設</p> <p>ウ. 交通警察隊の管理</p> <p>2. 警察学校教師訓練コース</p> <p>(1) 交通特性・交通流理論</p> <p>ア. 交通調査…OD調査と交通実態調査 に重点</p> <p>イ. 平面交差点の幾何構造</p> <p>ウ. 交通制御設計</p> <p>エ. 交通標識・標線と、その他の交通安全施設</p> <p>オ. 交通と環境エネルギーとの関係</p> <p>(2) 交通需要予測</p> <p>ア. 交通調査…OD調査に重点</p> <p>イ. 道路、交通施設、計画</p> <p>ウ. 経済評価</p> <p>エ. 技術管理</p> <p>(3) 交通指揮と誘導</p> <p>ア. 交通調査…流量、速度、停車、飽和 流量、車頭時間分布</p> <p>イ. 交通違反処理</p> <p>ウ. 交通計画</p> <p>エ. 交通信号と交通制御</p>	<p>パトロールの類型</p> <p>装備・車両</p> <p>(2) 交機隊等の運用</p> <p>交機隊・高速隊の任務、体制</p> <p>活動の実態と効果</p> <p>16. 車両管理</p> <p>(1) 概論</p> <p>(2) 車両管理関係法令</p> <p>(3) 車両の登録・管理 システムと登録手法</p> <p>(4) 車両の整備 整備基準 整備士と整備工場 整備不良事例</p> <p>(5) 車両検査制度と手法 検査手法・機器 検査の記録</p> <p>(6) 型式認証制度 必要性 システム、施設の概要</p> <p>(7) 自動車公害防止 排ガス規制強化の経緯 規制基準の認定方法</p> <p>上記日本側提案のカリキュラムについて中国側も了承しているところから、日本側専門家は本案を骨子とした技術移転を行う</p>

協議・確認事項	現在まで調査確認事項及び問題点	対 処 方 針
専 門 家 派 遣		<p>専門家分野等について協議</p> <p>長期 リーダー(警察庁または運輸省) 技術専門家(警察庁または運輸省) 調整員(国際協力事業団) 長期派遣者数は宿舍から3名が 限度となる</p> <p>短期 必要とされる分野の確認</p>
技術移転のため の用語		日本語とし、中国側は通訳を用意することを確認する
機 材 供 与	交通調査用機材 速度測定機器 車検設備 視聴覚器材 生理・心理関係測定器 交通管制用機器 シミュレーション用機器 交通管理用車両 その他	カリキュラム内容に基づく必要機材の確認を行う

中国側意向	対 処
ホ. 交通心理学 カ. 交通事故分析と予防 キ. 車両の安全管理と運転者の管理及び 安全教育 ク. コンピュータの利用とネットワーク づくり 3. 技術専門家養成コース 未 定	
専門家派遣要望の順位 1. 交通管理、交通事故 2. 車両管理、運転者管理 3. 交通計画、交通工学 4. 交通信号、高速道路	長期専門家(チームリーダーほか)を派遣する ことで検討している 短期専門家については1カ月程度の単位で年 間5名程度を派遣することを考えている
用語は日本語とし、通訳を用意する なお、英語でもよい	用語、資料は全て日本語とする
中国側要望(順不同) 免許証製作機械 免許試験の設備 車検設備と実験用設備 型式認定の設備 スピードメータ(レーダー) アルコール検出器 実況見分用機材 統計分析用コンピュータ 交通調査用機材 実習用の信号機、車両感知器 実習用地域制御システム (無錫市内8~10基押ボを含む)	日本側提案(順不同) 視聴覚機材 映写機(16mm) O.H.P スライドプロジェクター テープレコーダ ビデオデッキ、ビデオカメラ テレビ ビデオ編集機材 等 教材 ワークプロ 印刷機、製本機 コピーマシン

協議・確認事項	現在まで調査確認事項及び問題点	対 処 方 針

中国側意向	対処
<p>可変標識</p> <p>モニターテレビ</p> <p>測量器材</p> <p>事故時の救援設備</p> <p>通信設備（無線機等）</p> <p>プロッター（製図用）</p> <p>視聴覚機材</p> <p>CCTV</p> <p>放送設備</p> <p>ビデオカメラ、デッキ、モニター</p> <p>マイクロ・リーダー</p> <p>O.H.P</p> <p>スライド機器</p> <p>小型映写機（16mm）</p> <p>カメラ</p> <p>関連図書、雑誌</p> <p>マイクロバス（24人乗り）</p> <p>乗用車</p>	<p>信号機モデル</p> <p>運転者適性診断用機器</p> <p>車検用機器</p> <p>安全教育用フィルム</p> <p>O.H.Pシート 等</p> <p>交通関係図書</p> <p>交通調査、計測、解析機材</p> <p>ストップウォッチ</p> <p>自動走行測定装置</p> <p>カメラ</p> <p>トランシーバー</p> <p>メジャー</p> <p>調査用車両 等</p> <p>実習設備</p> <p>信号機（サブセンター級）</p> <p>道路標示 等</p> <p>事故処理車</p>
<p>なお、日本のメーカーの機器については、よく承知していないので、機材のリスト提供を願う</p>	<p>対応状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 訓練センターのどの場所で、どのような使い方をするのか不明 2. カリキュラムの編成により必要機材は変わってくる 3. 1988年1月末までに訓練センターの部屋に、どのような機材を配置するのか(案)を提出されたい 4. 今回聴取した内容(案)を基に、供与資機材案を考える <ul style="list-style-type: none"> なお、協議中における解釈は次のとおりである (1) 乗用車は認められない バン型かジープであろう (2) 雑誌の定期購読は認め難い

協議・確認事項	現在まで調査確認事項及び問題点	対 処 方 針
コンサイニー及び機材送付地		

中国側意向	対 処
	<p>(3) カウンターパートに技術移転を図るのに必要な機材にとどめる また、実務中心に考える</p> <p>(4) 例えば交通調査用機器にしても、最先端のものばかりでなく、基本的なところから積み上げるべきである</p> <p>(5) 供与機材については R/D のときに細かい点を詰める</p>
<p>1. 陸揚港 上海港</p> <p>2. 送付先 中華人民共和国江蘇省 無錫市銭榮路前向巷1号 公安部交通管理幹部業務訓練センター 弁公室主任</p>	

3. 交通管理機関視察状況

3-1 無錫市交通大隊

—— 交通大隊長の概況説明 ——

(1) 交通大隊の体制等

隊員 約700人(市及び3県を含む)

無錫 370人 うち街頭活動要員 260人

車両 約60台(白バイ、サイドカー、パトロールカーを含む)

勤務 (街頭活動要員)

2交代制(6時15分～21時15分まで3時間おき)

重点的に取締りを行っている違反

追越し、飲酒、スピード

(2) 無錫市の交通情勢

人口 86万人(周辺県を含めた人口400万人)

道路 400km(周辺県を含めた延長1,400km)

ただし、国道、省道、県道の合計である。ほかに郷村道が約1,500kmある

自動車 6万台(最近の年間増加率15%)

自転車 180万台(最近の年間増加率14%)

自転車は人口当たり2.2人に1台、老人、子供を除くと1人に1台

交通量(自転車)

ラッシュ時は最も多い交差点で2万台

毎日郊外から市中心部に15万台が出入りしている

交通事故(死者は事故発生後1週間以内に死亡したものを計上)

発生件数 約3,100件

死者 約300人(死者のうち約60%が車対自転車)

信号機 14交差点に設置

交通管理上の問題点

- 混合交通である。自転車対策が最大の課題。対応策について検討中
- 交通管理面で立ち遅れがある
- 交通問題は各級指導者に理解されていなかった
- 公共交通(バス)が需要に追いつかない(1万人にバス3台)
- 交通安全教育は実施しているが、一時的で、絶えず繰り返さなければならない
- 流動人口(約15万人/日)の人たちにルール無視が多い

3-2 上海市公安局車両管理処

当所においては、上海市全域の車両の検査及び登録の業務を実施しており、管理している車両数は、二輪を含め約18万台である。

最近の車両の増加は、年間約2万台である。

(1) 車 検

検査実施

車両の検査は「自動車登記申請表」に基づき、車両の構造及び装置の46項目について公安局の職員が実施している（検査時の運転者も職員である）。

検査施設

車両の寸法、形状、エンジンナンバー、車台ナンバー、重量、積載量の測定を実施する上屋と、検査機器が設置してある上屋がある。

検査機器設置上屋には、大型車用と小型車用の各1コースずつの検査コースが設けられており、二輪車用検査コースには未設置であるが、スペースは確保されている。

大型車用検査コースには、サイドスリップテスト、ブレーキテスト、スピードメータテスト、ヘッドランプテスト及び下回り検査ピットが設置されている。

小型車用検査コースには、サイドスリップテスト、ブレーキテスト、ヘッドランプテスト、排出ガス（一酸化炭素、炭化水素）テスト、及び下回り検査ピットが設置されている。

有効期間

車検の有効期間は1年である。

(2) 登 録

登録手続き

検査に合格すると窓口で登録手続きが行われる。

登録手続きは運転免許証に必要事項及び有効期間の記載を行うことにより実施され、ナンバープレートが交付される。

最近では毎日200台の車両が新規に登録されている。

情報処理システム

登録された車両の基本的な事項については、情報処理システムへの入力を行っており、公安内部における車両の検索作業及び部外に対する車両検索サービスに使用する予定で作業が進められている。

システムへの登録作業は、ナンバープレートの表示方法の変更に併せて行われており、1987年中に16万台の車両の登録を予定している。

なお、「自動車登録申請表」は情報処理システムに記録された項目以外の事項の調査に使用するために保存されている。

3-3 北京市公安交通管理局車両管理処京北分室

車両管理処京北分室では、自動車教習所卒業者の学科、実技の試験を実施している。

試験科目

学科 法令、構造、常識について計5問の試験問題を黒板に書き、90点以上の者を合格としている。

実技 京北自動車教習所のコースを借用して基礎、応用走行の実施試験を行い、70点以上の者を合格としている。

実習免許証

試験に合格すると、6カ月間の実習期間が指定される。

本免許

実習期間中に事故、違反のない者に対して「中華人民共和国自動車免許証」が交付される。

(重大事故、違反は取消し、軽微なものは実習期間が延長される)

3-4 北京市京北自動車教習所

- (1) 場 所 北京市海淀区北安河
- (2) 設 置 1986年
- (3) 規 模 敷地面積 99万 m²
建 物 事務棟、教場棟 ほか
コ ー ス 総延長 25.5 km コース 21種類
車 両 教習可能台数 約700台 (現在1日平均500台稼動)
職 員 120名
- (4) 入所手続 入所希望者は、車両管理処に自身及び職場の身分記録と、指定医の健康診断書を添えて申請し、審査合格者に与えられる「中華人民共和国自動車学習免許証」の交付を受け、入所する。
- (5) 教習時間 四輪車 4カ月 80時間
二輪車 15日間
- (6) 費 用 四輪車 1,800元 (職場または本人負担)
- (7) 卒 業 生 開所以来の卒業生 約1万人

3-5 京石(北京~石家荘)高速道路

中国国内で初めての高速道路として京石高速道路が供用された。その概要は次のとおりである。

供用開始 1987年(昭和62年)11月11日

路線計画	北京-石家荘-広州-深圳		
供用区間	北京-石家荘の一部 14.04 km 北京三環路(大里橋)~趙辛店		
幅員	26.5 m	片側3車線	中央分離帯付
設計速度	100 km/h		
料金	二輪	0.5元(約20円)	小型1t未満 2元(約80円) 8t未満 4元(約160円)、8t以上 8元(約320円)

3-6 北京市交通管制センター(東地区)

62年11月、北京市公安交通管理局は、英国の協力を受けて、北京市東部地区に交通管制システムを導入した。

制御対象面積	15 km ²
信号機数	39基
監視用テレビ	13台

北京市公安交通管理局は市内を中心地区、東、南、西、北部地区の5ブロックに分け、1890年開催のアジア大会を目的に、逐次、交通管制システムの整備を図ることとし、各ブロックを統合する総合交通管制センターの整備を計画している。

なお、中心地区(信号機数53基)については、ユーゴスラビアの協力により準備が進められ、1988年(昭和63年)3月、運用を開始する予定である。

北京の交通指標は次のとおりである。

	1949年	1986年
道路延長	613 km	11,508 km
自動車	0.23万台	38万台
自転車	14万台	640万台

		1980年	1986年
交通渋滞	交差点	20交差点	116交差点
	路線	16路線	55路線
速度	市区	18 km/h	14 km/h
	長安街	26.2 km/h	24.2 km/h
	三環路	28.7 km/h	26.1 km/h

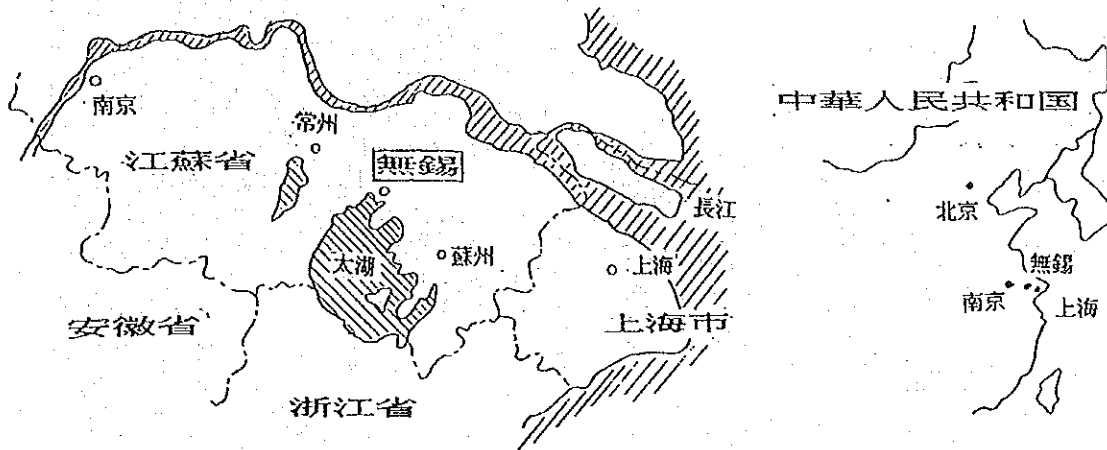
		1985年	1986年
交 通 事 故	件 数	7,994 件	9,655 件
	負 傷	4,917 人	5,820 人
	死 者	759 人	729 人

交差点数 10,000 カ所

信号機数 270 基

中心地区	53 基 (面制御予定)
東地区	39 基 (面制御)
その他	178 基 (単独制御)

4. 無錫市概要



無錫は江蘇省（省都 南京）の東南部、太湖の北岸に位置する人口約86万人の都市で、上海から123 km、急行列車で約1時間50分、南京からだとも187 km、急行列車で2時間50分を要する。

無錫は、紀元前殷、周の都の置かれたところで、太湖に臨み、恵山を控えた古都である。

周時代の初期には、近くの丘から錫を産出していたが、漢代に鉱脈が枯れたので、この地を無錫と呼ぶようになったという伝説がある。

無錫地方は気候温和で、雨量に恵まれ、土地も肥え、物産が豊富であるところから、「魚と米の里」といわれている。

解放前から製糸、製粉などの工業が盛んであり、特に絹糸は、なめらかな感触と光沢のよさで定評がある。現在は工作機械やディーゼル機関車を製造する大型工場を有し、工業都市に変わろうとしている。

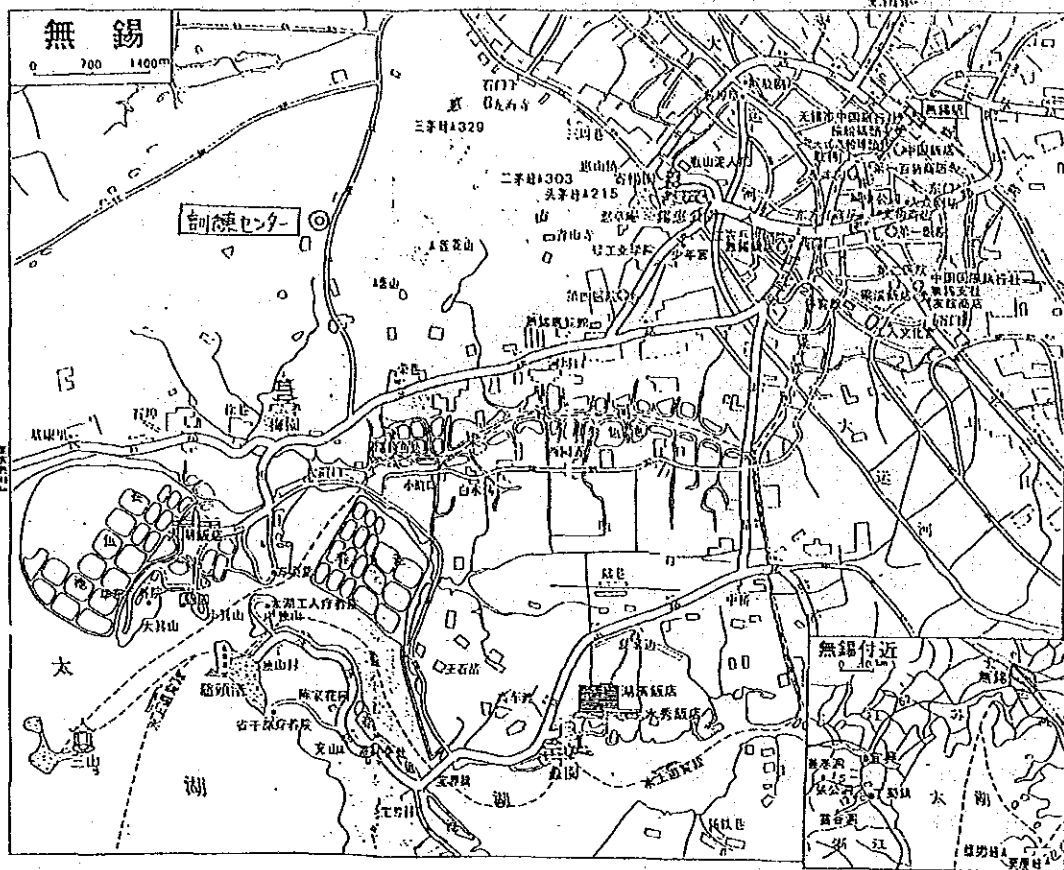
太湖は、中国五大淡水湖の一つで、東西60 km、南北45 km、面積2,200 km²で、江蘇、浙江両省にまたがる大きな湖であり、自然景観の美しさで内外に知られている。

また、市内には錫恵公園、寄暢園、梅園、蠡園等の名所が散在しており、水の都といわれる蘇州、陶器の丁蜀鎮、鐘乳洞の善卷洞などが50～60 km圏にある。

交通管理訓練センター（無錫市銭業路前向巷1号）は、無錫市中心部から約10 km離れた郊外にあり、周辺には人家も少なく、商店は皆無といってよい。

したがって食料品、日用品の買物は市の中心部に出かけなければならない。

市内には農産物の自由市場（崇元寺市場）があり、新鮮な食料品（肉類、魚類、野菜類等）がブロック別に販売されており、量も豊富である。また、価格も表示してある。価格は新鮮な分だけ



け、他の店（国営商店等）より若干高いとのことである。

日用品等については、百貨店、専門店でおおむね間に合うと考えられるが、味噌、醤油等の調味料（日本製）はないと考えてよい。

このほか、市内に友誼商店はあるが、食糧品は扱っていない。

交通の手段としてバス、自転車が主流であるが、「足」の確保には、自家用車を持ち込むか、タクシー（いわゆる「流し」はない）を使うかということになる。

無錫市には、日本人は一人も居住していない。

5. 収集資料リスト

- 1) 城市机功車輛安全檢驗暫行標準
(コピー, 29枚)
- 2) 城市机功車駕駛員考試暫行力法
(コピー, 28枚)
- 3) 北京市道路交通管理暫行規則・北京市道路交通管理暫行処罰規則
(北京出版社、製本、66ページ)
<付. コピー, 2枚>
- 4) 中華人民共和国公安部命令
(コピー, 9枚)
- 5) 中華人民共和国治安管理処罰条例附条文翻尺
(コピー, 34枚)
- 6) 交通行力規則常況
(上海市公安局, 製本, 41ページ)
- 7) 学生交通安全 課教材
(上海市公安局, 製本, 55ページ)
- 8) 標識標示令
- 9) 交通統計

JICA